[事案 24-204] 配当買増年金支払請求

・平成25年7月31日 裁定終了

<事案の概要>

募集人から、年金額が月額 10 万円以上の終身払いであることを約束されて加入したとして、月額約 11 万円の年金を終身にわたって支払うことを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

昭和64年1月に加入した10年保証期間付終身年金保険について、以下の理由により、 月額約11万円の年金を終身にわたって支払ってほしい。

- (1)契約時、募集人等から、本契約は80歳までの年金受取累計額が2,011万円であること、年金額が月額10万円以上の終身払いであることを約束されて、契約に至ったものである
- (2) 設計書には、「月々約11万円の年金を・・・(終身) お受け取りになれます」との手書きの記載がある。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)保険契約の内容は約款に定められているところであり、募集人が約款と異なる内容を設計書に記入していたとしても、契約内容に影響を及ぼすことはない。
- (2) 設計書等には、記載の年金受取額等のうち契約年金額を除いた金額については、変動する可能性があることについて注意喚起がなされており、契約者に誤解を与えない。
- (3) 設計書手書きの「84歳まで(終身) お受け取りになれます」との記載において、「84歳」が訂正されているが、10年保証期間付終身年金を勧めている募集人が「84歳まで」との記載をするとは考え難い。

<裁定の概要>

裁定審査会では、当事者から提出された申立書、答弁書等の書面の内容にもとづき審理を行った。審理の結果、以下のとおり、申立内容は認められないので、指定(外国)生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第37条1項にもとづき、裁定書にその理由を明記し、裁定手続を終了した。

1. 申立人の主張の法的整理

年金開始前の平成24年12月に本契約を解約し、解約返戻金の支払いを受けているので、 そもそも申立人に年金請求権はない。しかし、申立人が解約を無効とするとの主張を保持しているものとみなすと、申立人の主張は、募集人による説明内容と設計書の記載を根拠に、保険会社との間で月額11万円の年金が終身支払われる契約内容の合意が成立した、という内容であると判断する。

- 2. 以下の理由により、申立人の請求を認めることはできない。
 - (1)保険契約は附合契約であり、当事者の認識や募集人の説明にかかわらず、定款および 約款の内容によって、保険金等の給付内容が決定する。本件では、約款にもとづき毎

- 年 55 万円の年金(定額年金)を支払う内容として申込みが行われていることから、 その内容で契約が成立している。
- (2) 約款によると、設計書記載の年金受取額のうち定額年金を除く部分は、社員配当金を 原資とする積立配当金による増額年金および年金開始後の配当金であり、社員配当金 の金額は経済情勢等により変動するものであることから、申立人に支払われる金額は、 年額55万円の定額年金および増減する社員配当金となる。
- (3) 申立人の主張を、募集人の誤った説明により、本契約を月額 11 万円が支払われるものと信じて加入したことにより損害が発生したとして、不法行為(民法 709条)の主張をしているものと判断することもできるが、以下の理由により誤った説明があったと認めることはできず、不法行為の主張を認めることはできない。
 - ①設計書の手書きの記載を誰が行ったかには争いがあるが、仮に募集人が記載したものであったとしても確定的な金額が記載されているわけではない。
 - ②設計書には、年金受取額等のうち契約年金部分を除いた金額については変動することがある旨の注意書きがあり、定額年金部分は「55万円」と確定した数値が記載されている。
 - ③以上の設計書の記載に反して、誤った説明があったと認めることはできない。